

警報発令時の対応

平成27年4月1日改訂

1. 登校時に暴風警報が発令されている場合

登校しようとするときに、本校を含む地域、あるいは自身の居住地のいずれかに暴風警報が発令されている場合は自宅で待機すること。

休校措置(暴風警報のみ該当)

- ・ 学校を含む地域に、午前6時の時点において警報が発令されている場合は午前中休校とする。
- ・ 学校を含む地域に、午前10時の時点において警報が発令されている場合は午後も休校とする。

2. 本校を含む地域の暴風警報が午前10時まで に解除された場合

午後から授業を行う。

- 13:15 ホームルーム
(出席確認と被害状況確認)
- 13:25 5限目の授業開始
(状況によっては開始時間の変更あり)

3. 登校時に特別警報(すべての警報)が発令されている場合

登校しようとするときに、本校を含む地域、あるいは自身の居住地のいずれかに特別警報が発令されている場合は登校せず、身の安全をはかること。

休校措置については、1.2.に同じ

4. 登校が危険(困難)と判断される場合

暴風警報以外でも大雨、洪水、土砂崩れ等の自然災害で自宅周辺や通学路が危険な状態と判断される場合や交通機関が不通などで登校できない場合は、その旨を速やかに学校(担任)に連絡し登校を見合わせる。

これらの場合は公欠扱いとする。

- ※ 看護科臨地実習期間中においても、上記に準ずる。
連絡は実習担当教員にすること。

連絡先

熊野高等学校 Tel 0739-47-1004